

2026年1月

令和8年1月21日からの大雪により
被害を受けられました皆さんへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和8年1月21日からの大雪により被害を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さんに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さんを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客様相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

	適用地域	法適用日
青森県	青森市 (あおもりし) 弘前市 (ひろさきし) 黒石市 (くろいしし) 五所川原市 (ごしょがわらし) むつ市 (むつし) つがる市 (つがるし) 平川市 (ひらかわし) 東津軽郡今別町 (ひがしつがるぐんいまべつまち) 東津軽郡蓬田村 (ひがしつがるぐんよもぎたむら) 東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはままち) 西津軽郡鰺ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち) 北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつるたまち) 上北郡野辺地町 (かみきたぐんのへじまち)	2026年1月29日 (木)

青森県	西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)	2026年1月30日 (金)
	中津軽郡西目屋村 (なかつがるぐんにしめやむら) 南津軽郡藤崎町 (みなみつがるぐんふじさきまち) 南津軽郡大鰐町 (みなみつがるぐんおおわにまち) 南津軽郡田舎館村 (みなみつがるぐんいなかだてむら) 北津軽郡中泊町 (きたつがるぐんなかどまりまち) 上北郡六ヶ所村 (かみきたぐんろっかしょむら)	2026年2月2日 (月)
新潟県	小千谷市 (おぢやし) 魚沼市 (うおぬまし)	
	長岡市 (ながおかし)	
秋田県	能代市 (のしろし) 大館市 (おおだてし) 鹿角市 (かづのし) 北秋田市 (きたあきたし) 鹿角郡小坂町 (かづのぐんこさかまち) 北秋田郡上小阿仁村 (きたあきたぐんかみこあにむら) 山本郡藤里町 (やまもとぐんふじさとまち)	2026年2月3日 (火)

以上